

刑事再審手続に関する要綱（骨子）に反対し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明

法制審議会は、2026年（令和8年）2月12日、「刑事再審手続に関する要綱（骨子）」（以下「要綱（骨子）」という。）を採択し、法務大臣に答申した。

当会は、以下のとおり、この要綱（骨子）に強く反対する。

## 1 再審法改正のあり方

再審制度は、誤判により人生と尊厳を奪われたえん罪被害者を救済するための制度である。近年、再審開始決定及び再審無罪判決が相次いでいる。

(1) 袴田事件では、再審請求手続において、確定審では未開示だった取調録音テープや味噌タンクに放り込まれていた衣料5点の鮮明な写真やネガフィルムが開示された。検察官の不服申立により審理が長期化して救済が遅れた。

(2) 福井女子中学生殺人事件では、確定審検察官が重要な証拠を隠して有罪判決を得ていたことが再審手続の証拠開示手続において明らかになった。

(3) 2026年（令和8年）2月25日に再審開始決定となった日野町事件では、第二次再審請求審で弁護団が開示された写真ネガを精査したところ、金庫発見現場の引当捜査の状況を記録した実況見分調書の写真は、順番が入れ替えられており、実際に金庫発見地点に捜査員を案内してたどり着くまでの写真ではなく、捜査員が最初から場所を知っている金庫発見地点から引当出発地点に戻る間に撮影した写真を「捜査員を案内している状況」として貼り付けられていたことが判明した。

(4) 茨城県北相馬郡利根町布川で発生した布川事件では、弁護団が、再審請求手続において検察官から開示された取調べを録音したテープを分析したところ、捜査官が録音を止めたり、テープを戻したりして取調べ内容を操作していることが明らかになった。再審請求の証拠開示により、検察官が隠し持っていた無罪方向の証拠が明らかにされた。

再審法改正は、具体的事件から浮かび上がった立法事実を直視し、えん罪被害者を適正かつ迅速に救済するための制度改革として実現されなければならない。

ところが、今回の要綱（骨子）は、その目的に沿うものとは到底いえない。むしろ、再審による救済を困難にし、現状を後退させ、再審制度を改悪しかねない内容を含んでいるものといわなければならない。

## 2 要綱（骨子）の問題点

### (1) 証拠開示を受けられないまま再審請求が棄却されるおそれがある

要綱（骨子）は、「再審の請求についての調査手続」を設け、裁判所が「理由がないことが明らか」と認める場合には、事実の取調べ、証拠の提出命令などを行うことができず、直ちに再審請求を棄却することを義務付けている。

現状、再審無罪事件の多くにおいて、決め手となるのは、請求時に請求人が提出した証拠ではなく、再審請求事件の審理の過程で開示された証拠である。

そうであるのに、調査手続が新設された場合には、請求人は無罪の決め手となる証拠に到達できないまま、書面審査のみで再審請求が棄却されるおそれがある。

調査手続の新設は、えん罪被害者の救済を現状よりも更に困難にするものといわなければならない。

### (2) 現状よりも、証拠開示の範囲を狭める結果をもたらす

要綱（骨子）は、証拠開示について、その対象を「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」に限定している。

えん罪被害者の救済のためには、証拠開示が広範に認められなければならない。現状では、裁判所が職権によりある程度広範な証拠開示を求める場合があり、再審無罪事件の多くにおいて、決め手となったのは、再審請求事件の審理の過程で開示された証拠であった。

要綱（骨子）は、現状よりも証拠開示の範囲を狭める結果をもたらし、えん罪被害者の救済を更に困難にするものといわなければならない。

### (3) 目的外使用禁止・罰則の導入は、再審請求の準備活動を萎縮させる

要綱（骨子）は、開示証拠の複製等の目的外使用を禁止し、違反に対する罰則を設けることとされているが、禁止行為の外延は不明確である。

現状、袴田事件における「衣類のみそ漬け実験」がそうであったように、支援者による支援活動が再審開始決定や再審無罪に大きく寄与している。

要綱（骨子）は、新証拠の獲得に向け開示証拠を支援者に交付するといった再審請求の準備に必要な活動さえも、目的外使用にあたるのではないかとの懸念によって、萎縮させることになり、えん罪被害者の救済を現状よりも更に困難にするものといわなければならない。

#### **(4) 検察官による不服申立てを禁止しないことは、救済の遅延を固定化する**

要綱（骨子）は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止していない。

しかしながら、袴田事件や福井女子中学生殺人事件の経過が示すとおり、検察官抗告は、えん罪被害者の救済を著しく遅延させる最大の要因である。

福井女子中学生殺人事件においては、検察官が重要な証拠を開示しないまま異議申立てし、再審開始決定が取り消された結果、救済が大幅に遅れた。この事件における検察官の対応は、公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為と言わざるを得ない。

本来、再審請求手続において、検察官は当事者ではなく、当然に不服申立権を有するわけではない。また検察官は再審公判で有罪主張を尽くすことができるのであるから、不服申立てを認める必要性もない。

以上からすれば、検察官による再審開始決定に対する不服申立ては一律に禁止されるべきである。

### **3 要綱（骨子）の取りまとめ過程自体が、公正性・中立性に重大な疑義を生じさせている**

再審制度は、えん罪被害者を救済するための制度である。その制度改革の議論が、検察官に有利な方向へと傾き、えん罪被害者の救済を後退させるものであるならば、国民の司法に対する信頼は決定的に損なわれるといわなければならない。

そのみならず、要綱（骨子）は、法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議を経て作成されているが、同部会の委員・幹事の人選も含め、その審議を主導していたのは、検察官が要職を占める法務省事務当局である。これでは、えん罪被害者のための再審法改正は期待できず、同部会の審議に対しては、えん罪被害者やその家族のみならず、多くの刑事法研究者や元裁判官、さらには全国各地の報道機関からも深刻な懸念が表明されていた。そして、2026年（令和8年）2月12日に開催された法制審議会総会でも、要綱（骨子）については、会長を除く出席委員17名のうち4名もの委員が反対の意見を表明し、1名が棄権するなど、異例の事態となっており、幅広い合意が形成されたとは到底言い難い。

このような状況下で採択された要綱（骨子）は、えん罪被害者救済のための制度改革として到底容認できない。

#### 4 議連法案による改正の必要性

再審法改正に関しては、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「議連法案」という。）を取りまとめている。議連法案は、再審制度によってえん罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から策定されたものであって、えん罪被害者の迅速かつ容易な救済を指向するものである。また、その内容を見ても、再審請求手続における検察官保管証拠等（送致書類等目録を含む。）の開示を幅広く認めるとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止している点などは、要綱（骨子）よりも優れており、高く評価できるものといえ、当会が求める方向性とも一致している。

当会は、2026年（令和8年）2月27日の衆議院予算委員会の質疑において、稲田朋美衆議院議員が、要綱（骨子）について「えん罪被害者の救済にはつながらない」と指摘し、「私も国権の最高機関であり唯一の立法機関に身を置くものとして、議連案での改正を目指す、そういう決意」を述べられたことを支持する。

#### 5 結語

再審制度は、国家が生み出した誤判を是正し、えん罪被害者の人を救うための最後の制度である。制度が正しく機能しなければ、えん罪被害者は救われず、刑事司法の正当性そのものが揺らぐといわざるを得ない。

(1) 袴田事件のえん罪被害者、袴田巖氏は、1980年（昭和55年）最高裁判所で死刑判決が確定したその日から、毎朝、無実の罪で自身の死刑が執行される可能性が現実となる恐怖に耐え続け、その雪辱を晴らす無罪勝利が完全に実ったのは、約44年後の2024年（令和6年）であった。

(2) 先般再審開始決定が確定した日野町事件元被告、阪原弘氏は、2000年（平成12年）に最高裁判所で無期懲役刑が確定したその日から、再審の扉という希望を捨てずにたたき続け、約11年間戦い、2011年（平成23年）に、亡くなった。再審開始の確定は、最高裁有罪判決確定から約26年後の2026年（令和8年）であった。

このような再審制度の遅滞、えん罪の塗炭の苦しみを防ぐことこそが、本刑事訴訟法改正議論で最も重要な理念であったはずである。しかし、要綱（骨子）には、このような、司法によるえん罪被害者、再審開始を待つ人々の絶望や苦しみをなんとしても防ごうという意欲、意思を感じ取ることができない。

当会は、本邦の刑事訴訟に関わる全ての人々のため、正当で実効的な再審制度を今ここで作り上げるべきであるという意見を、表明する。

また、当会は、適切な再審法改正に向けて上記意見を発出することが、弁護士が人々から託された、『社会正義の実現』という使命を果たすものであると信ずる。

以上より、当会は、要綱（骨子）に強く反対するとともに、議員立法による再審法改正の速やかな実現を強く求めるものである。

2026年（令和8年）3月11日

茨城県弁護士会

会長 遠藤 俊弘